

大阪狭山市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成25年(2013年)3月1日

大阪狭山市監査委員
平 田 國 夫
田 中 昭 善

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

教育部社会教育・スポーツ振興グループ

- ・放課後児童会事業
- ・社会教育管理事業
- ・成人式事業
- ・総合教育力活性化事業
- ・社会教育関係各種事業
- ・こども広場事業
- ・さやま元気っこ推進事業
- ・公民館運営事業
- ・図書館運営事業
- ・郷土資料館管理事業
- ・狭山池博物館・郷土資料館共同運営事業
- ・狭山池博物館・郷土資料館三者協働運営事業
- ・人権教育事業
- ・青少年問題協議会事業
- ・青少年健全育成事業
- ・市史編さん事業
- ・施設管理事業
- ・埋蔵文化財発掘調査事業
- ・文化財保護推進事業
- ・埋蔵文化財資料整理室管理事業
- ・狭山池の魅力発見活用事業
- ・社会教育センター管理事業
- ・青少年野外活動広場管理事業
- ・スポーツ振興管理事業
- ・学校開放事業
- ・プール開放事業
- ・各種教室・大会運営事業
- ・各種助成事業
- ・狭山中学校区円卓会議さやりんピック事業
- ・体育施設管理事業
- ・ふれあいスポーツ広場施設管理事業
- ・ふれあいの里スポーツ広場施設管理事業
- ・市民総合グラウンド施設等管理事業
- ・大野テニスコート施設等管理事業
- ・池尻体育館施設管理事業
- ・南青少年運動広場管理事業
- ・総合体育館管理事業
- ・野球場管理事業

2 監査の範囲

平成24年4月1日から平成25年1月31日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成25年2月8日から平成25年2月26日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、社会教育・スポーツ振興グループの財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

指摘事項等

狭山池シンポジウム等の印刷製本業務において、契約締結の決裁日前に契約がなされているものや、検査調書が作成されていないものが見受けられたので、財務規則等に基づき適正な事務処理に改められたい。

また、市民体育大会事業補助金については、補助金等の適正化に関する規則に基づいて、適正な事務処理を行うよう努められたい。